新政権は、11月10日太政官達第94号により太政官制の改正を行なった。これは従来の各省事務章程を廃止して、初めて統一的な諸省事務章程通則11カ条を制定し、行政長官たる各省卿の職務権限を規定したものであった。また、各省の事務分掌は第95号により「総テ従前執行スル所=依ルヘシ」と定められて、大蔵省についても、所管事務はこれまでと変りはなかった。こ

の通則制定は、省卿の行政長官としての職務権限を明 定し、特に第4条において省卿の主管事項に関する法 令に副署制度をとった点で、内閣制度の近代化を指向 しており、大蔵省組織もようやく近代的財政機関へ一 歩接近しはじめた。

なお、10年以降の大蔵省機構の変遷については、第 2期第5章でまとめて述べることにする。

第2章 明治初期の財政と殖産興業

第1節 太政官札と由利財政

慶応3年12月に出発した新政府は、わずかな朝廷領のほかには財源を持たないにもかかわらず、維新戦争のために莫大な戦費を要することとなった。したがって、この戦費をどういう方法で調達するかが新政府の死活を制する重大問題となった。このとき、歳入の大部分を太政官札(当時一般に金札と呼ばれた)を発行してまかなうという政策によって、この難局をのりきり、明治政府の成立に重要な役割を果たしたのが由利公正であった。その在任期間は慶応3年12月から明治2年2月まで、わずか1年2カ月間であったが、由利がみずから立案し実行した赤字財政政策によって、この時期の財政は「由利財政」の名で呼ばれることとなった。半面、不換紙幣のあいつぐ増発が紙幣価格の低落



参与 由利公正

をまねき、これが**贋**貨、悪貨の横行とあいまって外交 問題をも引き起こし、由利は辞職した。紙幣問題の解 決は「大隈財政」時代を経て「松方財政」時代をまた なければならなかった。

1 由利の太政官札発行計画

慶応3年12月金穀出納所設置に伴って、福井藩士由 利公正(当時は三岡八郎、明治3年に改名)が徴土、参与 として御用金穀取扱方を命ぜられた。翌明治元年(慶 応4年)1月の鳥羽・伏見の戦いに際して、由利は京 阪の富商からの金穀借入れに活動したが、同月中の太 政官会議において、会計基金300万両調達、太政官札 3,000万両発行を提案した。数日にわたる論議の末、 同会議においてまず前者を実行することが決定され、 同じ1月中に、近畿の富豪に対し、会計基金300万両 募集が令達された。翌2月に京都を出発した大総督有 栖川宮の率いる東征軍が、3月には静岡市民から軍資 金を「公貸」して軍を進めるという状態であり、太政 官札発行はきわめて急を要したが、その発行が布告さ れたのは明治元年閏4月であった。

太政官札発行布告の内容は、次のようなものであった。

- (1) 藩に対しては、石高1万石につき1万両を貸し 付け、これを領内の生産者に貸付けさせる。
- (2) 返済は金札で毎年1割ずつ,13ヵ年で完済させる (10ヵ年は元金返済,あとの3ヵ年は利払い)。
- (3) 京阪その他の地方の農商に対しては、物産取扱

高,信用度などに応じて適当額を貸し付ける。

- (4) 返済された金札は会計官の手で消却する。
- (5) 金札で返済させる代わりに、金札の正貨兌換の 要求には応じない。

この布告でみると、金札発行の目的は生産資金の貸付けにあり、これは由利が福井藩で成功した藩札貸付けによる財政再建、殖産興業政策を全国的な規模で実行しようとしたものであった。しかし、この布告の文面にもかかわらず、東北戦争・函館戦争の時期であったため、太政官札の大部分は「国庫ノ窮乏補助」、特に戦費の支払いにあてられることとなった。

2 太政官札の流通

太政官札の発行が開始されたのは、明治元年5月からであるが、その流通はきわめて困難であった。新政府の軍資金の支払いがかさみ、富商からの御用金調達も正貨と引換えに太政官札が交付されたため、その発行高は急激に増加した。しかも、政府の信用がまだ薄いため、当初は太政官札が発行されると、すぐ両替店で打ち歩を払って正貨に交換されてしまう状態であり、流通の困難が比較的少なくないとされた京阪地方ですら、紙幣100両が正貨40両にしか通用しないという大幅な減価を生じていた。



太政官札

明治元年6月,政府は太政官札を「正貨ト同視ス可 キモノトス」として,金・紙間に格差を設けることを厳 禁し,違反者を処罰することを令達した。以来,政府 は太政官札の価格維持と流通促進のために,第一に御 東幸沿道の諸藩に紙幣を貸与し,租税を紙幣で納めさ せ,東京府を通じて東京市民に産業資金として紙幣100 万両を貸し付け,第二に東北戦争のために中断してい た諸藩への石高割貸付けを再開し,第三に紙幣の貸付 けを受けても使用しない藩は,朝令にそむくものであ るから処罰することなどを,次々と発令したが,流通 はなお困難であった。

そのうち、由利の不換紙幣増発、特に金・紙の等価 交換強制の方針に対して、政府部内の反対が強くなり、 翌2年2月には民間取引きに対しては太政官札の時価 通用を許し、金納租税については正貨100両につき紙 幣120両の割合で納付させることに改めるとともに、 等価交換の命に違反して禁錮に処せられた者を釈放し た。この決定は由利を除外し、その意に反して行なわ れたものであり、同じ2月中に由利は辞職した。翌3 月には外国官副知事の大限重信(当時八太郎)が会計官 副知事を兼任し、財政の局にあたることになった。

大隈らの開明派は、金札の下落と悪貨の流通、またこうしたことについての外国領事の抗議に対して、新たな政策を決定せざるをえなかった。そして、明治2年4月、再び金札の時価通用を禁止し、さらに発行限度を3,500万両と定め、造幣局で新貨を鋳造して明治5年までに金札と引き換えることを約束した。こうして金札が兌換紙幣にやや近い形となったこと、また当時通用の二分金その他の貨幣には、贋金や粗悪貨が多かったなどのために、金札の信用は一時回復し、2年6月、結局4,800万両をもって、その発行を停止した。

その後金札は、蟹札の出回りなどの問題を引き起こ し、明治5年には新貨幣に兌換されずに明治政府発行 の新紙幣と交換された。したがって、発行当初の予定 とは異なり、太政官札は事実上不換紙幣となってしま った。 この金札の発行は、建前は殖産興業の資金にあてる ことになっていたが、発行高 4,800 万両のうち、約 3,000 万両は会計官、出納官を通じて発行され、財政 の赤字補塡として使われたとみられる。残りの大部分 は府県・藩・商法会所を通じて殖産興業資金として貸 与されたが、実際には殖産興業よりも、藩の赤字補塡 に消費されたものが多かった。

第2節 殖産興業と廃藩置県

明治4年7月に断行された廃藩置県は、明治維新の 政治的な基礎を固めたものとして一般に理解されてお り、これを実行した新政府の実力者もそのような意図 でこれを進めたが、このような政治的意図のほかに、 財政的な理由もこの廃藩置県を促進する力であった。 新政府がその施策遂行に財政的な裏づけを強く求めた ことがこの措置に結びついている。廃藩置県への財政 的事情と廃藩置県後の財政的結果とを、政府の殖産興 業政策を介して説明することにしたい。

1 維新当初の財政事情と殖産興業政策

太政官札発行に象徴される由利財政の性格は、結局 財政的な基礎をもたなかった新政府の避けがたい側面 を示したものであるが、それはまた、このような政策 が永続性をもちがたいこと、しかし、新政府としては なんらかの方法で殖産興業を続けなければならないこ とを示したものであった。維新当初の財政は、明確な 制度のもとで運営されたものではなく、人々はあとに 述べるような事情で公表された文書によって知ること ができたのであって、特定の責任者以外はその内容を 知らされていなかったが、財政の基礎はきわめて貧弱 であった。

明治第1期から第4期までの歳出をみると、各期の期間に若干の開きがあるが、それぞれ3,050.5万余円、2,078.5万余円、2,010.7万余円、1,923.5万余円であって、第1期が3,000万円をわずかに越えた以外は、各期とも2,000万円前後の規模である。当時の貨幣単位は両・分・朱建てであって、この表示は換算額であ

るが、いずれにせよその規模が小さい。そしてこの歳 出をまかなう歳入において経常の収入が少なく、その 代表ともいうべき地租は第1期にわずか200.9万円、 第4期にようやく1,134万円を得たにすぎない。結局 歳入の大部分が臨時の収入で、しかもなんらかの形の 借金によるほかはなかったのである。そして、第1期 と第2期については既述の太政官札、第3期は民部省 札発行と引換えに回収した太政官札の再発行と外国債 の収入に頼る勘定であった。

この小規模な財政は、新政府自身が統一的な軍の組織、兵力を持たず、諸藩の軍事力に頼った結果であり、行政組織についても諸藩に頼るという、類似の性格のものであった結果を示してはいるが、それにもかかわらず、この苦しい財政のなかでいろいろな殖産興業の意図が具体化されているのをみることができる。何を殖産興業とみるかについては議論の存するところであるが、いわゆる開国以来の新事態に処して、欧米の文化産業を移植吸収してわが国の文化経済の水準を高め、経済金融の制度秩序を固めて、国民の生業獲得の機会を助成することにあったといえよう。このような意図はなにも新政府だけが採用したものではなく、幕府も各藩も多少の差こそあれこれを実行していたが、新政府はこれを統一的な組織において、封建体制変革の過程で実行しようとしたのであった。

したがって、初期の殖産興業政策のなかには、幕府 の施設の引き継ぎ、条約等による施策の実施、新産業 技術の移植、勧業補助等、それぞれの事項についても 種類が多く、一様の説明が困難であるが、金融制度、

貨幣制度、あるいは公債発行による施策については章 を改めて説明するので、それらについては関連性の指 摘にとどめて、代表的な施策について概観したい。

第4期までの歳出のなかでの顕著項目は勧業貸付けである。もともと太政官札の発行は富国の基礎をたて物産を取り立てて国益を引き起こそうとしたものであったから、相当額が殖産の目的に支出されるのは当然であったともいえよう。府県藩を通じ、あるいは商法会所を介して石高割貸付金、勧業貸付金として、第1期にはそれぞれ914.5万余円、901.1万余円、第2期にはそれぞれ358.8万余円、91.8万余円が支出された。これらの資金の効果については、府県藩への貸付けが、一般の財政赤字補填となったということもあったが、部分的には各地域の起業資金として、のちのちの経済発展への先導的役割を果たしたことも伝えられている。勧業貸付金は第3期、第4期にも続いて支出され、66.1万余円、83.5万余円であった。

このような民業助成の方策に対して、新政府自身が 手をつけた事業についてみれば、貨幣制度確立のため に、新貨幣鋳造の施設として大阪に造幣局を作ること にし、すでに3年11月には貨幣鋳造に着手し、5年5 月には、恒例となって今日まで続いている貨幣大試験 が行なわれている。また燈台の建設が促進されており、 それは5カ国との通商条約に基づくものではあったが、 のちのちの海運業の発展のためには重要な役割を果た



新橋, 横浜間鉄道の汐留駅

すことになった。このほか、幕府から引き継いだものに製鉄所(造船所)と鉱山の経営がある。 製鉄所は横浜・横須賀・長崎の三者であったが、単に施設を引き継ぐにとどめず、これに新設備を施して機能の拡充を図った。鉱山は佐渡・生野・小坂の金山、銀山であって、他の鉱山は当初は各藩まかせであった。

このような官業のなかでも特記すべきものが郵便、電信、鉄道等の運輸通信業であって、他の官業が後年ほとんど払い下げられたのに対して、これらは政府が強力にその拡充につとめ、わが国の経済の発展の重大な牽引力となったものである。電信はすでに2年12月に東京・横浜間が開通し、5年4月には京都・大阪・神戸間が、6年2月には東京と長崎の間が開通して、同年7月に電信取扱規則が制定されている。これに対して鉄道の敷設は、その資金的な条件と鉄道に対する一般の理解不足もあって、かなり遅れるけれども、後述のように外国債の起債によって、新橋・横浜間が5年9月に開通し、7年5月に大阪・神戸間が開通したあとで、10年2月には京都・神戸間の開通に至っている。なお6年9月からは新橋・横浜間では小荷物運輸が始められている。

以上のほかに大阪の造兵廠の施設を拡充するとか, わが国で最初の機械繰糸を始めた前橋の製糸所を設置 するとか,石川島に造艦局造船所を設けるとか,多面の 活動を展開するが,初めにも記したように,歳出の限

度は約2,000万円に抑えられており、薩、長、土、肥4藩の主導による2年6月の版籍奉還も、財政的にはほとんど影響なく、2年12月には経費節約の諭告を各省、府藩県に発する情況であって、政府の諸施策を進めるには財政的な制約が非常に大きかった。前述の鉄道敷設も、早くから計画されながら、京都・大阪間の起工は6年12月であった。

第2章 明治初期の財政と殖産興業

であった。北海道、樺太の開拓と内地の未懇地への移住の奨励は廃藩置県後の土族授産の重要な政策手段であった。また全国各地の道路整備等の促進もそれとともに主要な課題となって、第5期には堤防道路橋梁修築費115.1万余円が支出されている。

殖産與業政策として、廃藩置県後の追加課題は、それまで各藩で実施していた諸施策の引継ぎであり、残務整理であった。貨幣制度の確立として藩札の整理があり、藩債の引継ぎがあり、職を失った旧藩士の生業付与の課題を背負い込んだ。このほかに、全国的な見地からする殖産與業施策の総合的な検討もあった。蕃札・藩債の整理、秩禄処分については別に説明するが、その他については、ここでその概略を記述する必要があろう。

近代的な製糸(生糸)工場として有名となった 富岡の製糸所が5年10月に開業し、薩摩藩で経営していた 堺の紡績所を5年4月に買収し、金沢県商社の建設した製鉄所を買収して兵庫製作所として5年1月には工部省の所管とした。また外国商社が鉱山採掘に進出しようとしたのに対処して、6年7月には日本坑法を制定して、国内鉱山資源の採掘権はすべて政府にあるこにし、その稼行を一般に認めることにしたので、諸藩とで管理していた諸鉱山もあわせて、鉱山の官営に転ずるものが多く、7年に小野組が破綻したことで政府の手に移った阿仁、院内両鉱山(銅、銀)のような特殊な例もあるが、高島炭坑・三池炭坑・釜石鉄山等がこの条件にあたるものであった。

また廃藩置県によって諸藩所有の船舶が政府の手に 移った事後処理については多少の説明を要する。政府



官党富岡製糸戸

2 廃藩置県と中央財政確立過程

廃藩置県への財政的立場からの発意は早くから示されているが、明治3年12月の大蔵省の「画一政体立定ノ議」がこれをよく説明している。版籍奉還後の府・藩・県の方式を統一して、一致の政体を立てることは維新政治の綱領であり、そのためには「陸海警備ノ制」「教令率育ノ道」「審理刑罰ノ法」「理財会計ノ方」の四者の充実を必要とし、これを欠いては実行できないとしている。特に「理財会計ノ方」を周密にするについては、全国の石高3,000万石に対して政府の管理する石高は800万石であったから、「僅カ=八百万石ノ租税ヲ以テ全国一切ノ費途ヲ度支」することは到底できない相談であった。

このような財政的な要請もあって、4年7月に廃藩 置県は断行され, 国家統一は実現して, 中央財政も確 立への一歩を踏みだすことになった。それは基本的な 体制確立への前進ではあったが、 当面の財政が諸般の 要請に応じえたということではなかった。第4期の財 政は4年9月までの12ヵ月間の収支を扱ったが、第5 期の財政は5年12月までの14ヵ月間を扱って、期間の 増大はあったが、その歳出についてみると、第4期の 1,923.5万余円に比して第5期はその3倍の5,773万 余円に一挙に増大して, まさに一致の政体の財政を反 映した規模となった。陸海軍の費用は319.5万余円か ら911.4万余円に増加し、諸県の費用522.2万余円が 加わり、家禄嘗典禄が304.7万余円から1,596.3万余 円に急増した。このような経常的歳出が1,222.6 万余円から 4,247.4 万余円に約 3,000 万円 増加 した のであった。ところが、経常の歳入は手続の不備もあ って全くふるわず、地税2,005.1万余円等の2,442.2 万余円であって,この不足分は結局明治初年の際と同 様に紙幣の発行にたよらなければならなかった。その 詳細は第4章の説明にゆずるが、この経費の増大、紙 幣発行の一部は殖産興業策によるものであった。勧業 貸付金は166.5万余円に倍増し、開拓使兌換証券250 万円の発行は開拓使取扱貸付金250万円に見合うもの

は3年1月に半官半民の回漕会社を作って海運の発達を図ったが,経営不振で1年で解散することになった。政府は回漕取扱所を作らせ,回漕会社の船舶を下付して,業務を引き継がせた。やがて,同所の回漕問屋等を糾合した組織拡大の請願があり,日本国郵便蒸汽船会社の設立を認めた。これには各藩の船舶を払い下げ,航路補助を与えて東京・大阪間の定期航路と函館・石巻間の不定期航路を開かせた。このように政府は育成策をとったが,この汽船会社は8年に倒産した。

このほか、佐賀藩で用いていた機械を活用した赤羽 工作所、国産セメントを創製した摂綿篤製造所の設置 等をあげることができるが、第5期の財政の多額の赤 字にもかかわらず、政府の殖産興業への意欲は廃藩置 県前に比して、はるかに強いものがあったことを知る ことができよう。その一端は3年の外国公債発行に続 く外債発行計画であり、その計画は5年2月にたてら れている。また租税収入については6年の地租改正で ようやく財政収入の基本が確立することになり、政府 の殖産興業政策の方針は軌道にのる方途を見いだし、 6年の征韓論以後は内治第一主義で、政策の方向も定 まるはずであった。征韓論以後の財政政策については 節を改めることにして、第6期の歳計収支の大要を記 しておこう。

第6期は6年の暦年相当の期間の収支であって、その収支規模は相対的に第5期より減少するわけであるが、歳出決算は6,267.8万余円で第5期よりも500万円近く増大した。その一因は5年12月の全国徴兵令の領布による軍制の確立への胎動、同8月の学制の制定による教育諸費の増大等、大蔵省が一致の政体をたてるに必要と主張した条件そのものによっていた。しかし、同時に「理財会計の方」もようやく周密となって、地租は予算を大きく上回って6,060.4万余円と第5期の3倍余となり、経常歳入7,056.1万余円は歳出総額をも上回った。

第3節 征韓論以後の財政政策と殖産興業

明治4年の廃藩置県に続く財政政策上の転期は,6年の征韓論をめぐる政府首脳の交替である。それは西郷参議等多数の参議が辞任して,維新以来の新政府の中心を形成してきた主要メンバーの分裂という政治的事件であった。廃藩置県のような政治体制の変革ではなかったが,政治運営の基本方針についての意見の開きによるものであって,それは殖産興業等についての政府の方針に関する問題に根ざしていた。この事件の結論は殖産興業政策強化の方針を確認したものであり,その意味でこれ以前の時期と区別して取り上げる理由がある。しかし,具体的な政策の展開においては,この区分が必ずしも明確とならない。むしろその点を明らかにすることがこの時期の財政政策の説明としては必要かと思われる。

1 殖産興業政策の新課題と財政困難

4年11月に欧米巡回の旅に出た岩倉具視等の目的は、欧米諸国の実情を調査して、それを内政に活かすことにあった。6年9月に一行が帰国したときに、特命全権大使の岩倉をはじめ、副使の木戸・大久保・伊藤等、その他多数随員の欧米見聞についての結論は、漠然と先進諸国の諸制度を取り入れ、産業技術を移植すればよいということではなく、積極的に、具体的にそれを実行しなければならないということであって、特に大久保参議がこれを強く考えていた。それが、国内では征韓論が支配的で、廟議もそれを決定していたのを、内治第一主義の主張によって覆した根拠であった。それゆえ、征韓論の主唱者の去った政府のとるべき方針は、おのずから定まったといえるものであった。問題

第2章 明治初期の財政と殖産興業

はこのような政策課題実現が可能かどうかの財政条件にあった。

廃藩置県後の財政力については、政府部内でも意見 が分かれ、政策実施についての手段選択にも意見が分 かれた。この差異が結果として予算会計制度を整備確 立する動機ともなったが、その事件を介して財政力を みよう。中央政府の権限の確定に伴って、各省使の政 策意欲は旺盛となり、それは勢い大蔵省に対する経費 要求となって現われた。すでに第5期の歳出内容の説 明で明らかなように、その規模は第4期に3倍してい た。諸政策が第5期にすべて実現したわけではなかっ たから、第6期の歳出についての要請が増大すること は一つの時代の勢いでもあった。しかし、すでに明ら かなように、第5期の財政は膨大な歳入不足であって、 第6期にこの不足が解消する保証はなかった。欧米巡 回中の大久保大蔵卿を欠く大蔵省の幹部はその財源対 策に苦慮し,各省使の経費節約を望んだが容易に聞き 入れられなかった。かくて策に窮した井上大蔵大輔は 渋沢とともに財政困難の実情を訴える建議をして辞任 し、この建議内容を公表した。 6年5月のことであ

建議の要点は、国庫歳入の力に応じて政務の増大を **漸次図るべきであり**,財政収支が平衡を失ってはこれ までの新政府の努力の成果 が損なわれ,政策の方途を 誤まるということであって, 第6期については歳入が 4,000万円と見込まれるのに対して、歳出は5,000万円 であり、1,000万円の歳入不足となり、このほかに負 債が1億2,000万円近くあるとするものであった。こ の内容公表に対処して,大蔵省事務総裁に就いた大隈 はこれらの数字とは別の歳入出見込会計表を公表して 財政の基礎不安を打ち消した。これによれば 歳入は 4,874 万余円, 歳出は 4,203 万余円で歳入余剰 214 万 余円があり、政府債務は3,122万余円にすぎなかっ た。建議の財政収支の計数は第5期の実績を勘案した ものであったが、見込会計表の計数は歳入増大傾向に ある現状に依拠したのであって, 債務については, 建 議では太政官札等の不換紙幣を加えたのに対して、大 隈の発表では債務形式をとったものに限定していた。 しかし、第6期の歳入実績はいずれの予測よりも大 きく,外国債収入も加わって,国庫にはかなりの余裕 が生じたから、第7期以降においてこの経常歳入の増 大事情が持続すれば財政不安はなく、殖産興業政策は 大いに展開されるはずであったが、征韓論を契機とす る政治不安が7年以降に再々の争乱を引き起こし、台 湾事件,朝鮮事件等の対外問題も加わって,政府とし てはむしろ人心安定を第一とすることに施策を切り換 えざるをえなくなり、職を失った旧藩士に対する生業 の付与等を重視する対策が進められた。第7期には佐 賀征討費95.5万余円,征蕃諸費2万2,300余円,暴動鎮 撫費4.3万余円,第8期には征蕃諸費138.7万余円, 8年度には朝鮮国事件費48.9万余円の支出があるが、 これらの支出額が歳出増大要因となって財政困難をも たらしたのではなく、上述のように、このような事件 にみられる社会的政治的不安が、政治的安定を得るに は日が浅い新政府の施策実施を困難にしていたのであ

このような状況下で、6年12月から大蔵卿に就任し ていた大隈重信が、その施策実施について太政大臣に 呈した意見書によって,財政政策の所在と財政困難と をみることにしよう。8年1月には「収入支出ノ源流 ヲ清マシ理財会計ノ根本ヲ立ツルノ議」を呈した。 「国家財政ノ要ハ収入支出ノ二途ヲ穿鑿疎通シ各ヲシ テ其道ヲ得セシムルニ在リ」と書き出して,収入につ いては納税の苦痛が大きい直税よりは,重くても国民 が圧迫を感じない関税を是とし、これによる収入増加 を示唆し、支出については消費的経費であるところの 「虚費」を減じ、生産的経費であるところの「実費」を重 んじることを説いた。そして収入では海関税の重要性 を強調し、それと関連した方策を取り上げるが、保護 関税困難の場合の輸入品売買に対する間接税の賦課、 国産品の優先使用、官庁における外国品使用制限、殖 産興業の振興拡充、官業の払下げがそれであった。殖 産興業では農工商奨励,鉱砿業盛大を政府の仕事とす るが、資本蓄積の乏しい実情と小野組・島田組等の倒

産による金融不安のもとで金融流通を図るためには内 債募集の策が望ましいとしている。また官業の払下げ では、資本効率、緩急軽重からみて民業として国益に 供しらる官業は払い下げるべきであるとしている。理 財会計の根本は効率的な財政運用による物産繁殖,商 工振起の策であり、これによって歳入額も増加すると 考えたものであった。

続いて8年9月には「天下ノ経済ヲ謀リ国家ノ会計 ヲ立ツルノ議」を提出した。これは具体的な提案で あり、運輸業の振興、金融部門の整備、経費の節約、 華土族の家禄の処分の4者であった。殖産興業の条件 として運輸業の振興が望まれ、運輸の便を開く途は道 路,橋梁,海港堤防その他に着手することであり、金 融部門の整備は幕藩体制の金融組織崩壊後の未組織状 態と政府の指導の不備等による金融梗塞に対する措置 であって, 商法裁判所を設置して商売上の保護を図る ことが要点であった。経費の節約については外国人雇 傭,官費建築,諸官庁用度,海陸軍士官卒並巡査の衣 服帽履に於ける制度の4点を示して、その節約による 資金を回産復生の資本にあてることを求め, 家禄の処 分については、なによりもその支出が歳入の3分の1 を占めているという事実を認め, その節減によって財 政を安定させ殖産興業の資金を得ることが可能となる ことを指摘したものであった。

そして8年10月にさらに具体的な建議を記した「国 家理財ノ根本ヲ確立スルノ議 においては、官費節減 と新建築の停止,銀行業の保護,地租軽減と新税賦課, 条約の改正, 官庁用度の国産使用, 税関収税の改革, 官庁海外払等の大蔵省統括,外債償却費等の輸出受取 外貨の充用, 楮幣 (紙幣) の減却, 増額の抑制, 準備 金の金貨充実による紙幣価格回復の10項を挙げた。い ずれも当面緊急の課題に対処するものであり,これは 要するに、緊縮財政のための要項であった。この建議を 受けて9年2月に各庁に予算節減方を令達した (太政 官達第15号)。

2 征韓論以後の殖産興業政策

維新以来の財政政策は、財源の不足をなんらかの手 段で補塡しつつ施策拡大の方向で進められた。外債を 発行し, 新紙幣を発行し, 租税収入の確保を策しつつ 殖産興業政策を進め、政府みずから事業を営んでき た。しかし、征韓論以降では、一見経常収入が増大安 定し, 歳出規模の拡大で政府の施策が拡充された時期 のようにみえるが, 前項で記したように, 政策当局者 としては、いかに財政困難を切り抜けるかを策する守 勢の時期であった。そのような政治的・社会的情勢の 帰結が、10年2月に始まった西南の役であり、そして その直前に大久保内務卿からの建議によって, 財政困 難のもとで,あえて経常収入の減額を覚悟して実施さ れた地租の軽減であった。

廃藩置県後の行政体制充実によって増加した経常歳 出は, 第7期の6,000.1万余円を最高として, 8,9 年度にはむしろ 5,600 万円台に減少し, 臨時的支出 も,第7期が特別な事件の多発で2,226.7万余円に上 ったとはいえ,8年度に1,259万余円,9年度にはわ ずかに249.3万余円に縮減した。政府の殖産興業政策 もこのような歳計事情に即した変化をみせている。

官業は既定の方針でその拡充が続けられた鉄道・郵 便・電信等は別として,鉱山経営等はたしろ民間への 払下げの態勢に移り,造幣,印刷等の行政上の必要に よるか,武器,弾薬等の軍事上の必要によるかで設置 される施設の拡充に限定され、10年以降の官業の性格 を規制する動きが始まっている。それは大蔵卿の建議 に示される殖産興業の条件としての政府施策の性格を 強くするものであった。運輸業の振興や金融部門の整 備がそれであって, 運輸業については鉄道敷設の継続 のほかには, 台湾事件に際して兵員の輸送を托したこ とから,事件後,この事件のために購入した外国汽船 13隻を無償で三菱商会に下付し、さらに8年9月に日 本国郵便蒸汽船会社が解散すると、その所有船18隻を 買い上げてこれも無償で下付した。なお8年2月には 上海・横浜間に航路を開かせ、毎年25万円の航路補助

第2章 明治初期の財政と殖産興業

を与えた。このような大胆強力な政策をとったのは, 日本国郵便蒸汽船会社が外国の船会社に対抗するだけ の経営力がなかったので、アメリカの太平洋郵船に対 抗して海運権を確保するために上海航路の開設を三菱 商会に命じたものであった。さらに9年2月から競争 に加わったイギリスのPO汽船をも同年7月には競争 を放棄させて, 上海・横浜間の航路を確保した。

このようなきわだった措置ではなく, むしろ地味で はあったが農業部門で試験場が作られたこともこの時 期の特色であり、7年6月には三田培養場(植物試験)、 8年7月には上野の勧農寮試験場が開設された。そし て、すでに4年8月に駒場に開かれた牧畜試験場、5 年10月に開かれた内藤新宿試験場とともに、農業部門 の技術開発, 品種改良等の研究が行なわれた。これら

の措置は、新政府がいかに鉱工業の発達に努力しよう とも、わが国の産業の中心は依然農業にあり、全国各 地に未開懇の土地が広く散在していることにかんがみ, 一方でその打開の策として秩禄処分に際して, 官林荒 蕪地払下規則による特別の払下げを促進するとともに, それらの土地の有効使用の技術的援助を企てたのであ った。

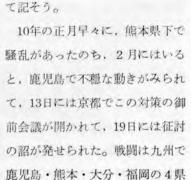
なお前記の官業の拡充としては、9年12月の東京砲 兵本廠の火薬製造設備と、10年7月の紙幣寮内での国 産紙幣製造への着手をあげる必要があろう。前者は軍 需品の政府内調達の一歩であり、後者は単に紙幣の国 産ということだけでなく, 西南の役に際して予備紙幣 の発行を決断した技術的な条件としての意義を知るこ とができる。

第4節 西南の役の財政始末

西南の役は,新政府のとった政策に順応しえなかっ た旧藩士等の不満が政府にぶつけられたものであり, 征韓論を機に対立した政府内の勢力が, 7年以降のい くつかの小規模な騒乱を続けたのちに、ここに集約さ

れたものであったが、それが、また政府の実力を証明 したことにもなって,この戦役後は旧士族の組織的な 反政府の騒乱はみられなくなり, 政治的, 社会的な不 安は一応解消した。しかし、この戦役の代償は非常に大

> きかった。人命,個人財産の喪失 もさることながら,政府の支払っ た戦費は4,200万円にも及び、そ の負債の増大とともに戦費調達方 法が, 戦役後の経済混乱をまねい た。以下, 西南の役の財政につい





官軍の死守した熊本城

にわたって繰り広げられ、9月24日の西郷隆盛の自刃で事実上終結し、10月中に陸海軍が原隊に復帰して収まった。この争乱には陸海軍軍人のほかに屯田兵・巡査が多数従軍し、動員の総数は6万6,000人を数え、このほかにも輸送等のために多数の人夫を雇傭した。出費の概算は4,201万円となり、その収支を常用部の収支と別個に経理し、その決算を提出したのは12年12月25日、太政官の審査を経て承認されたのは13年2月13日であった。

佐賀の乱にせよ、台湾事件にせよ、朝鮮事件にせよ、その後の対外戦争に比べれば、戦争の規模も戦費もそれほど大きいとはいえない。しかし、政府の統治力がまだ十分でないために、佐賀の乱では、反乱を起こすことで全国の不満分子が呼応し、政府に反抗することが憂慮されたのであったから、もしそのような事態となったならば、佐賀の乱もどの程度の日時と費用がかかったかは予測もできない。西南の役についても、それが始まってからかなりの期間、いつごろ終結するかの見通しをたてることが困難であった。それが特に問題であったのは、戦役費用の財源捻出の手段がなかったことによっていた。

事態不穏が伝えられて、10年2月に鎮定費の申請があった際には、20万円を非常予備金から支出したが、戦乱が拡大するにつれて、大蔵省の予備金あるいは一時流用の借入金でまかなった。しかし、このような手段ではとうてい費用をまかなうことができないことが明らかとなった。けだし戦闘がほとんど九州全域に及び、陸軍の常備軍全力を動員しても間にあわず、後備兵を徴集し、さらに募兵し、屯田兵・巡査を編成して従軍させるにいたったからである。戦費調達は政府にとって深刻な問題となった。

かくて、政府は3月に出願のあった華族中心の国立 銀行設立によって、同銀行からの借入れで戦費をまか なうことにして、その設立を急ぎ、開業の翌5月22日 に1,500万円の借入契約を締結した。この借入実現に 前後して、大阪の西郷従道中将に提出された陸軍会計 監督田中光顕の報告によれば、6月から9月までの4 カ月間に1,245万円の資金準備が必要であった。それは月当り250万円の4カ月分と臨時の出費400万円との計1,400万円から、大阪出納局預け資金中の155万円を差し引いたものであった。このような高額となった理由は、戦線の延長による兵員の増募、兵器弾薬の十分な補給の必要とによっており、この費用は多くなっても少なくなることはなく、戦線の拡大によって運輸の費用が特に大きくなっていることが注目すべき点であった。月当り250万円の内訳は征討総督本営200万円、長崎運輸局20万円、神戸運輸局15万円、大阪陸軍会計部15万円であった。

この1,245万円の要求は西郷中将から大隈大蔵卿に 上申された。そのなかで予備金支弁については、携帯 不便な銀銅貨を避け、信用の落ちている国立銀行紙幣 を避けて、政府紙幣によることが要請されていた。第 五国立銀行が反乱軍に襲撃され、その銀行紙幣が氾濫 して著しく信用が落ちていたからであった。しかし、 大蔵省としては, 資金として手許にあるのは第十五銀 行からの借入金1,500万円があるだけであったから、 1,245万円の支給も困難であると回答したが、政府内 の協議の結果、6月15日には1,245万円の予備金支給 を認め、支給条件として第十五国立銀行紙幣によるこ ととして、その流通を図ることになった。陸軍では大 阪で三井銀行を介して銀行紙幣を政府紙幣に替えるこ とで当面の用を弁じたが、戦地の銀行紙幣に打歩が生 じていることを理由に再々政府紙幣による支給を求め た。大蔵省から松方大蔵大輔が大阪に出向いて協議し、 7月初めに月別資金の4割以内を銀行紙幣とすること を取り決めた。

戦乱の終結の段階で戦費が4,000万円を越えることが見通され、それをまかなう政府紙幣を手に入れる現実の手段がないとの判断に立って、政府は損札交換予備の政府紙幣2,700万円の発行を決めた。12月27日の太政官布告でこの政府紙幣発行を公示し、発行の理由と処分計画の説明を加えた。発行の公示と処分計画の説明とは、政府のこの措置に対する国民の疑惑を避けるためであった。大蔵省では事後処理について、2,700

第2章 明治初期の財政と殖産興業

万円は半円以下の政府紙幣であり、これを15年間に現 貨と交換できれば消却が可能であると計算し、このた めに諸公債を20年内に償還する計画であったのを23年 内に期間を延長することで計画が立つと判断した。

以上で戦費の調達についての大要を記したので、次 いで戦費の支出方法と始末について説明しよう。戦費 の概算は 1,500 万円の借入金, 2,700 万円の予備紙幣 発行、1万円の堺県上納金の計4,201万円であった。 この概算の支出方法は当初は全く不備で、戦乱の拡大 を追って法規、組織を整備しつつ事務処理に当った。 戦役以前は戦時非常の際の出納の制度が不備で,まず
 陸軍については10年2月20日に費用を15科目に区分整 理する戦時費用区分概則を決め、続いて同23日に出征 会計事務概則を作って会計処理の方法を定め、海軍に ついては6月9日に陸軍の概則に準じて14科目区分の 戦時費用区分概則を制定した。陸海軍についてはこの ような措置がとられたが、戦費一般についての処理方 法が不確定であったので、8月に大蔵卿はこの処理方 法として,大蔵省内に征討費決算経理司掌の1局を設 け, 各庁から関係事務処理のために主任の派遣を求め る計画を太政官に禀議した。この構想は、大蔵省内の 局としてではなく,太政官内に設けることでまとまり, 11月22日に太政官内に征討費整理事務局が設置され、 その長官に大隈大蔵卿が任命された。

戦費支出はすでに10月16日で止められていたので、12月12日に決算規程に代わるものとして賊徒征討費整理規程を設けて、11年2月限りで決算をすることとした。この規程は戦費の勘定を経常の経費の勘定と混同することを避けるのを主眼としたものであった。費途区分は、陸海軍はそれぞれの戦時費用区分概則によることにし、開拓使、警視局、その他戦線に関係した諸県についても陸海軍に準じて扱うことにした。12月13日に征討費整理事務局でこの規程に基づいて征討費整理順序を作って整理の規程細則を定めた。陸海軍以外の省庁の征討費科目規程として12月15日に戦時費用区分概則が定められた。

以上の手続に従って、11年7月には、同月31日限り

で諸支出を閉鎖することにして、それまでに各院省使府県の諸費請求の受取順序を終わることを指示し、8月1日には征討費整理事務局を大蔵省に移して、大蔵省で精密に審査し、12年12月25日に決算を完了した。概算総額4,201万円に対して決算総額は4,156万7,726円68銭5厘で、差引残余44万2,273円31銭5厘は増発紙幣の償還に繰り入れることにして、この決算を太政大臣に提出し、征討費整理事務局を廃した。太政官ではこの決算報告を審査して、13年2月13日にその正確を承認した。

征討費4,156.7万余円は,その額が佐賀の乱、台湾事件,朝鮮事件に比して著しく大きかっただけでなく,その支出内容も大いに異なっていた。概括すれば戦地での雇用者が非常に多かったことにある。また戦時給与の規程がなかったので,陸海軍と警視局とでは給与支出に差異があり,戦地雇用者の支払いについても,それが適正であったかどうかに問題が残った。また征討費の中には,戦乱で直接消費してしまうもののほかに,銃砲弾薬を製造する機械の買入代金や,これらの弾薬を貯蔵する倉庫の構築費などがあって,費用全体としては直接戦費のわくを越えるものがあった。このような事情をふまえて征討費4,156.7万余円の内訳を説明しよう。

まず支出科目別にみると、最大支出項目は戦闘費3,529.5 万余円で、総額の85%にあたったが、このほかに徴募費、警備費、賑恤費がそれぞれ100万円を越えて、戦乱対処の手続と民生安定とに多くの費用がかかったことを示した。徴募費は常備軍以外の兵員

第1-2 表西南の役経費決算(科目別)

(単位 円)

		目	金	額	科		目	金	額
戦	闘	費	35,	295, 580	恩	賞	費		267, 862
徴	募	費	1,	446, 320	賑	恤	費	1,	524, 298
籫	備	費	1,	678, 123	罪犯	已処分	子費		181, 296
駐	輦	費		256, 138	雑		件		815,012
派	遣	費		103, 098	総		計	41,	567,727

備考:単位未満四捨五入。

動員のための費用で、後備兵の徴集、巡査の募集等に あてられた。巡査募集により5月末には1万1,210人余 で新旅団を編成した。賑恤費の大部分は戦地罹災者の 賑恤費であって(112.3万余円) 戦乱の激しさを示して いる。

次に戦闘費の内訳をみよう。戦闘費3,529.5万余円の中で目だつのが傭給802万余円と運送費756.4万余円であって、両者の合計で44%に達する。この戦闘が直接の戦闘以外にいかに多くの人員の協力を必要としたか、また地理的にみて、兵員物資の輸送に困難が

第1-3 表 西南の役戦闘費内訳(決算)

(単位 円)

項 目	金 額	項 目	金 額
俸 給	1, 819, 579	厩 費	2, 583
傭 給	8, 020, 934	病傷費	341, 494
旅費	4, 497, 318	埋葬費	174, 868
粮 食 費	2, 677, 488	 帮条扶助料	15, 930
被服陣具費	3, 290, 015	囚 虜 費	10,612
軍器 費	4, 523, 383	探偵費	22, 090
需用費	593, 610	雑 給	337, 003
通信費	76, 095	損 失 金	59, 376
運送費	7, 564, 274	雑 費	396, 147
経営 費	872, 780	合 計	35, 295, 580
	<u> </u>		<u> </u>

備考:単位未満四捨五入。

あり、それにいかに多くの費用がかかったかを如実に示している。海上輸送よりも陸路の輸送に難関のあったことがこの両者の示すところである。旅費、粮食費、被服陣具費、軍器費、厩費等の支出科目の名称とそれぞれの金額の大きさが、明治10年という時代の戦闘の性格を示している。これは日清戦争、日露戦争、さらに第1次大戦から満州事変、日華事変、太平洋戦争と続く各戦費の内訳の変遷の露払いとしてみると、その特色を知ることができる。戦費ではあっても、武器弾薬に対する支出が中心ではなく、人畜力の動員の費用が中心となっている。

このような戦費の内訳から、戦役の国民経済的関連について考えると、戦費が軍需による国内産業(ことに軍需産業)助長に直接結びつくという点は少なく、したがって、直ちに物価一般に影響して急上昇をまねくというとこにもなっていない。しかし、半面、戦役関係者の所得となって分配され、それが長期にわたって購買力となり、あるいは産業資金となって現われる可能性を残した。11年度以降の国家財政収支にはインフレ的要因がきわめて少なく、むしろ紙幣公債の減却の計画を進めたにもかかわらず、戦役後14年にかけて物価が上昇を続けた一因には、上述のような戦費の性格があったと考えることができよう。

第5節 西南の役以後の財政政策と殖産興業

西南の役は財政金融の観点からすれば、それまで数年の財政金融の秩序確立への努力を大きくくつがえすほどの重い負担を残した。その再建には従来以上の時間と努力を求めるほどの大きな障害となった。しかし、政治の観点からすれば、征韓論以来の政治的社会的不安定を解消して、政府に施策遂行への安定条件を与え、政府に自信と意欲をもたせる契機となった。それは増大した財政金融上の負担に対して、これを回避するの

ではなく、むしろ打開への意欲を持たせるとともに、 従来の諸政策にあわせて、さらに積極的に殖産興業政 策を推進させる転機ともなった。秩禄処分、西南の役 による負債の処理を進めながら、政府は殖産興業のた めの諸施策を計画した。

1 西南の役以後の財政金融政策の推移

1,500 万円の借入金と 2,700 万円の政府紙幣の発行

第2章 明治初期の財政と殖産興業

政府のこのような態度は民間の企業熱を助長して, 産業は活況を呈し、11年から12年にかけて物価の上昇 がようやく目につくようになり、輸入も増加し、いわ ゆる銀紙の開きがみられるようになった。

紙幣価格の低落に対しては, 政府は銀価問題として 処理にあたり、12年2月に洋銀取引所を設立したが、 この時期の政策には、まだ財政金融についての総合的 な対策意図は示されなかった。しかし、12年6月には 11年に計画した公債紙幣の償還の方針変更を含む基本 的な意図が示された。それが大隈大蔵卿から太政大臣 に提示された「財政四件ヲ挙行セン事ヲ請フノ議」で あって, 戦役後に示された初めての総合的な財政方針 であった。この4件は地租の再査、儲蓄備荒、紙幣消 却,用度節減であって,地租の再査を6年の地租改正 以来の当然の措置に対する政治的配慮とするならば, あとの3件はいわゆる緊縮財政政策の要件であり,戦役 後2年で政策転換の意図が具体的に提示されたものと いえよう。しかし、ここに示された態度は、財政につい ては合理化であって、殖産興業の方針を変えたもので はなく、紙幣整理の金融政策に力点がおかれていた。 用度の節減は政府の財政支出合理化であり、儲蓄備荒 は農民の勤倹貯蓄による農業経営の合理化であって、 紙幣整理とあいまって「農商工諸職業ヲ振起盛大ニシ, 物産ノ増殖若クハ輸出ヲ謀リ或ハ外品需用ノ額数ヲ省 減」することに結びつくものであり、「道路港湾等す 修築改良シ以テ交通運輸ノ便利ヲ興」すことが上述の 農商工諸職業の振起盛大の条件と考えられることから も、起業基金部による政府の起業計画を圧縮する理由 はなかった。しかし、紙幣整理は緊急の問題であった から、この建議に即して公債と紙幣の償還計画は変更 された。その成果がいわゆる減債方案である。

維新後初めてともいうべきこの紙幣整理の政策にもかかわらず、銀紙の開きはますます大きくなり、物価の騰貴は続いた。貨幣価値の安定を、外債発行による正貨の獲得で、兌換券を発行して一挙に実現しようと計画した大限参議の提案が見送られたのち、政府としてはやはり財政的措置による通貨価値の安定を図るこ

融流通を図ることにあって、状況が異なり、国債発行 はなかった。また国債発行によって政府紙幣の吸収を 図るという考え方もありえたが、そのような意図によ る公債の発行は紙幣価格が下落してから実行された。 なによりも物価が比較的安定し、紙幣価格も落ち着い て、紙幣処理を急がなければならない状況ではなかっ た。明治初年の太政官札発行も一時的な混乱があった だけでその信用が保たれ、廃藩置県後の財政困難で増 発した新紙幣についてもその価格低下がなく、政府紙 幣に対する信用は強化されて、西南の役に際しても、 陸軍の要請は政府紙幣による予備費の支給であった。 政府は政府紙幣の減却よりも、利子負担を要する公債 の償還促進によって財政の負担を軽くすることを考え ていた。11年8月の公債及紙幣償還概算書の計画はそ の端的な表現であった。そして,公債の市価維持と産 業資金供給とを図る国立銀行の設立については、その 設立申請に応じて次々にこれを承認し、10年末には浜

松第二十八国立銀行の開業免許で、30行に満なたかっ

た国立銀行の設立が、11年6月末には大津第六十四国

立銀行の開業免許にまで伸び、11年末には大阪第百三

十国立銀行の開業免許にまで累増した。

で西南の役を乗り切った政府は、戦役後の財政金融政

策については、この借入金、政府紙幣等の積極的処理

よりも、むしろそれまで控え目であった殖産興業政策

に意欲を示した。秩禄処分の結果は2億円を越える公

債の発行となり、その償還だけでも年々多額の資金の

準備が必要で、それに上記の借入金と政府紙幣の償却

の計画を立てなければならなかったから, そのための

財政負担は他の多くの計画を立てる余地を乏しくして

いたが、政府はこれらの償還については長期的な観点

で処理することにして、むしろ当面の課題を殖産興業

の促進において、11年には常用部とは別に起業基金部

を設け、1,250万円の内国債を発行して、その収入金

国債発行による事業の遂行は、すでに8年1月の大

隈の建議で取り上げていたが、当時のねらいは7年の

小野組,島田組等の倒産後の金融不安に対処して,金

1,000 万円で公益事業を起こすことにした。

とが正統の方策であると理解して、13年9月に大限参議の提示した「財政更革ノ議」の方針にそって、思いきった緊縮財政の実施にふみきった。そのねらいは紙幣消却費1,000万円の捻出であり、西南の役を前に地租を軽減した政府の態度とは異なって、大幅な増税を含む強い政府の姿勢を示したものであった。

「財政更革ノ議」は税法の改正、府県の理財方法の 改正,正貨収支の均衡,各庁経費の節減の4点を骨子と し、税法の改正では酒類税、煙草税の増徴を提示し、 府県の理財方法の改正では、国税収入による府県費用 負担の廃止あるいは減額を具体的に指示し, 正貨収支 の均衡では正貨支出の制限のために正貨を要する政府 の支出額にわくを設ける具体額を指摘して、その方法 として官業の払下げを強調し、各庁経費の節減では、そ の目標を150万円として不急重複の事業の廃止、局課の 廃合,事務の減縮等を取り上げた。この提議の中で、第 一の酒類税則の改正では、13年9月の布告で酒造税則 の制定として実行に移し、第二の府県費負担の問題は、 13年11月の布告第48号で地方税規則を改定し、地方税 の税目改正によって地方の財源を増加して, 府県庁舎 建築修繕費を地方税負担に移し、地方税支弁の府県土 木費中官費下渡金を14年から廃止することにし、第三 の正貨収支の問題としての官業払下げについては、13 年11月に工場払下概則を布達して内務,工部,大蔵の 3 省と開拓使に官設工場を漸次民有に移すことを命じ

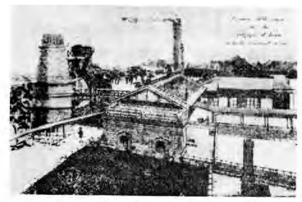
以上の推移をみると、西南の役以後の財政政策は急速にその方向を転じていることが看取される。しかしそれは、維新以来のいわゆる富国強兵策あるいは殖産 興業政策といわれる基本の方針を変更したのではなく、 その実行方法の変更、あるいは緩急の度を変えたものであって、このような財政緊縮への急転換の間にあっても、基本的な官業の拡充は続行され、新規の計画も加えられた。また工場払下げも、工場払下機則設定以前すでに西南の役後に進められていた施策であり、その方向を確認した措置であった。そのような殖産興業財政の推移を、項を改めて概観しよう。

2 起業基金部の設置と殖産興業政策の推進

11年の起業基金部の設置と、その前提条件となった 同5月の1,250万円の起業公債の発行とは、西南の役 以後の政府の殖産興業政策の意欲と自信とを示すもの であった。征韓論以後、一面では欧米先進国の産業文 化水準に早く到達するための諸施策実行を希求し、他 面では国内政情不安への配慮から民生安定の施策に重 点をおいて、積極的な殖産興業政策を実施する余裕の なかった政府にとって、戦役後の費途きわめて多端の 際に、殖産興業を強力に推し進めるには、内国債に資 金を求めるほかに方法はなかったが、戦役で多額の借 入金と政府紙幣を発行した政府が、初めて公募による 公債発行をしようとするのは、起業計画についての意 欲と政情宏定への自信なしにはできることではなかっ た。そして起業公債の発行は当初の目的を達した。

起業基金による事業計画は交通運輸部門の整備、東 北、北海道地方の鉱山・林野・農業の開発、加工産業 助成のための工場建設,それと土族授産の4点にあり、 その資金配分計画は内務省に 420 万円、工部省に 420 万円、開拓使に150万円の計990万円で、起業公債発 行費10万円を加えた1,000万円が起業公債発行の手取 額であった。内務省の所管では野蒜築港,新潟築港, 宮城山形新道開鑿, 岩手秋田新道開鑿, 那須原水路開 鑿,加治木塩田修築,清水越新道開鑿,それと勧業経 費(貸付金)がその項目で、勧業経費には300万円があ てられ、土族授産によって貧窮土族を救済することで 産業発達に資することを考えた。工部省の所管では, 京都大津間鉄道建築, 米原敦賀間鉄道建築, 東京高崎 間鉄道線路測量,院内阿仁鉱山開坑,油戸炭山興業が その項目で,鉄道建設は大阪,京都間の鉄道を延長し て、琵琶湖経由で日本施に通じる連絡路の実現であっ た。開拓使所管の事業は幌内岩内炭鉱開坑であって、 この計画の中には幌内鉄道建設が加えられていた。

以上の計画の項目、金額はその実行過程で多少修正 され、また14年度以降では常用部からの繰入資金も加 えて事業が進められた。いずれにせよ、この事業計画



官営深川セメント工場

は戦役後の政府の意図を実行に移したものとして注目 すべきものであり、その計画が軌道にのった12年度に は132.6万余円、13年度には338.9万余円、14年度に は262.9万余円が支出された。

上述の起業計画の中には戦役前から政府の計画の中にはいっていたものがあり、あるいは従来の計画を拡充実施したものもあるが、この計画のわく外での官業施設の拡充も進められ、それとともに官業施設の貸与、払下げも行なわれた。それは8年の大限大蔵卿の建議以来の効率主義の実践であった。10年10月には新町層

糸紡績所が開設されたのち、11年3月には工部省深川 分局内に白煉瓦石製造所を設け、4月にはイギリスか ち2,000 錘の紡績機械2基を買って、愛知、広島の両紡 経所設立を計画し、7月には赤羽工作分局内に製罐場 を設け、12年9月には千住製絨所を開業した。鉱山、 工場の払下げあるいは貸与についてみれば、10年10月 に足尾鉱山、11年2月に堺紡績所が払い下げられ、10 年5月小坂鉱山、同6月大葛鉱山、12年12月に横浜製 作所が貸与された。

起業計画によった諸鉱山や貸与鉱山、工場、さらにそれ以前から官業として設置され、あるいは官業に移された諸施設は、13年11月の工場払下概則によって漸次民間に払い下げられたが、その時期は、この概則布達直後ではなく、17、18年ごろから20年代前半に実行され、日清戦争の前後に展開されたわが国の飛躍的な産業発展の一翼をになうことになった。これらの施設の多くは、事業としては成功したものは少なかったが、産業開発の起動力となったことは識者の認めるところである。